

平成 26 年 10 月 17 日

信書便事業者各位

総務省情報流通行政局
郵政行政部信書便事業課

個人情報保護法等の遵守に関する要請について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は総務省の行政に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、個人情報とは、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであり、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」といいます。）に基づき、個人情報を取り扱う全ての事業者にとっての極めて重要な義務として、その適正な取扱いが求められてきました。国民の信頼を得て事業を行うためにも、個人情報保護法を遵守し、万全な対応を取る責任を有していることは言うまでもありません。

今般、教育関係事業者において、子供の情報を含む極めて多数の個人情報が漏えいするという事案が発生し、多くの保護者や国民に不安を与えております。

今般発生したような事案の防止のため、総務省としては、個人情報保護の重要性と事業者が講ずるべき具体的な措置についての周知徹底に一層取り組むこととしております。

つきましては、貴社におかれましては、社内の安全管理措置を講ずること、委託先事業者の監督、外部からの適正な個人情報の取得を含めた個人情報保護法等の遵守に関し、現場担当者にとまらず、社内全体、更には委託先事業者に対しても万全を期することについて、改めて周知徹底を図っていただくとともに、以下の点について、特段の注意を払っていただきますようお願いいたします。

敬具

- 経営者が率先して、自社内における個人情報の管理体制を構築し、役員クラスの責任者への任命や個人情報を取り扱う専門部署の設置等、十分な措置を講ずること。
- 委託先の安全管理措置の実施が十分かを確認すること。
- 第三者から個人情報を取得する場合には、当該情報について、その入手方法等を確認すること。適法に入手されていることが確認できないときには、偽りその他不正の手段により取得されたものである可能性もあることから、取引の自粛も含め、慎重に対応すること。